

平成18年8月14日

「京都市立音楽高等学校移転整備事業審査委員会」の設置等について

京都市は、京都市立音楽高等学校移転整備事業を実施する事業者を、公平性、透明性を確保して選定するため、別紙のとおり設置要綱を定め、「京都市立音楽高等学校移転整備事業審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）」を設置しました。

平成18年8月1日、第1回審査委員会を開催し、下記の委員に審査委員会委員を委嘱しました。

なお、審査委員会の会議は、事業の実施を予定する事業者の提案内容に関する情報が公になることにより、事業者の競争上若しくは事業活動上の地位その他正当な利益を害し、又は契約に係る事務に関する本市の財産上の利益を不当に害するおそれなど、公正な審議、事業の適正な遂行に支障を及ぼす可能性があることから、設置要綱第6条第1項で、非公開としています。

記

(敬称略)

氏名	役職等
委員長 上村 淳之	京都市立芸術大学 名誉教授(日本芸術院会員)
副委員長 高桑 三男	京都市教育委員会 教育次長
委員 安登 利幸	亜細亜大学大学院 アジア・国際経営戦略研究科 教授
委員 安藤 四一	神戸大学 名誉教授
委員 田中 美鈴	京都市立音楽高等学校 元校長
委員 前川 聡子	関西大学 経済学部 助教授
委員 町田 玲子	京都府立大学 名誉教授
委員 宮崎 健次	城巽自治連合会 会長
委員 門内 輝行	京都大学大学院 工学研究科 教授
委員 寺田 敏紀	京都市都市計画局 公共建築部 部長
委員 永田 和弘	京都市教育委員会 指導部 担当部長

委員長、副委員長及び市の職員を除き、五十音順に掲載しています。

京都市立音楽高等学校移転整備事業審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都市(以下「市」という。)は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「PFI法」という。)に基づいて実施を予定している京都市立音楽高等学校移転整備事業(以下「事業」という。)について、PFI法第7条第1項に定める事業者を、公平性、透明性、客観性を確保し選定するため、学識経験者等の委員で構成する京都市立音楽高等学校移転整備事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(審査委員会の業務)

第2条 審査委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 実施方針、特定事業の選定及び要求水準書の検討に関する事項
 - (2) 事業者の募集要項及び選定基準に関する事項
 - (3) 事業者及び事業提案書の審査に関する事項
 - (4) 事業者の選定及び市への答申に関する事項
 - (5) その他事業の推進に必要な事項
- 2 審査委員会の委員は、地方自治法施行令第167条の10の2の4で定める総合評価一般競争入札を行おうとするとき、あらかじめ意見を聴取する学識経験を有する者を兼ねないものとする。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員11人以内をもって組織する。

- 2 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 事業に関し専門的な知識を有する学識経験者
 - (2) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出された委員をもって充てる。
- 3 委員長は、審査委員会を総括する。
- 4 副委員長には、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員長若しくは委員長が指名する委員がその会議の議長となる。
- 3 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。
- 4 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審査結果の公表)

第6条 審査委員会の会議は、原則として非公開とする。

- 2 審査委員会における審査の過程及び結果は、P F I法第7条に定める事業者を選定した後に、P F I法第8条により公表する。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正、公平な審査に務めなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、事業に関する提案等に参加してはならない。
- 3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、市が公表した情報及び審査委員会が公表した情報については、この限りではない。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は第3条第2項により委嘱された日から平成19年5月31日までとする。

- 2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 審査委員会の事務局は、京都市教育委員指導部音楽高校改革推進・建設室に置き、事務局で庶務を処理する。

- 2 市が事業の実施に当たり契約を締結しているP F Iアドバイザー等は、事務局に参画するものとする。
- 3 委員長が会議への出席を認めた事業の関係人は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、市が公表した情報及び審査委員会が公表した情報については、この限りではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年7月20日から実施する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回の審査委員会は、市長が招集する。